

軽減税率に対応していないレジは 買替・改修が必要です



レジ



POSレジ



モバイルPOSレジ

軽減税率制度はあなたのお店にも影響があります。

今年の10月から軽減税率制度が実施されるにあたり、軽減税率対象商品を取引する場合、「標準税率」と「軽減税率」を区分した請求書や領収書の発行が必要となります。今、軽減税率対応のレジに買替・改修すれば、

国の補助金が使えます。

レジ1台あたり20万円まで。原則、費用の3/4を補助。

軽減税率対策
補助金事務局

お問い合わせは
こちらまで

0120-398-111
(通話料無料)

受付時間 9:00~17:00
(土・日・祝除く)

補助金の詳細はこちらまで▼

レジ 補助

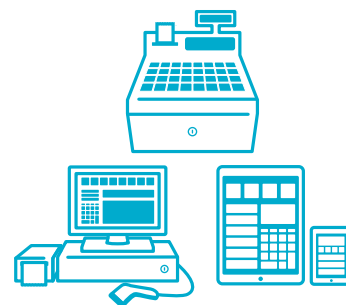


1 軽減税率対応レジや券売機の導入・改修の支援

☑ ポイントチェックしよう！

- 今使っているレジが軽減税率に対応しているかレジメーカー等に確認する。
- 2019年9月30日(月)までに導入・改修、支払いを完了し、2019年12月16日(月)までに補助金を申請する(メーカーや販売店、ベンダー等の代理申請も可能)。

- 対象者** 軽減税率の対象商品の販売を行っている中小の小売業者等
- 補助率** 原則3/4
なお、3万円未満のレジ購入の場合 4/5
- 補助上限** レジ1台あたり20万円、券売機 1台あたり20万円
なお、商品マスタの設定等が必要な場合にはプラス20万円で上限40万円
1事業者あたり上限200万円
- 完了期限** 2019年9月30日(月)まで



2 請求書管理システムの改修等の支援

☑ ポイントチェックしよう！

- 区分記載請求書等保存方式に対応するため、システムの改修・入替の必要性についてシステムベンダー等に確認する。
- 2019年9月30日(月)までに導入・改修、支払いを完了し、2019年12月16日(月)までに補助金を申請する(メーカーや販売店、ベンダー等の代理申請も可能)。

- 対象者** 軽減税率制度の実施に伴い請求書管理システムの改修等を行う必要がある
中小の卸売事業者、製造事業者等
- 補助率** 原則3/4
- 補助上限** 150万円 ※プリンター、パソコン等のハードウェアの上限は10万円
- 完了期限** 2019年9月30日(月)まで



3 受発注システムの改修等の支援

- 対象者** 軽減税率制度の実施に伴い電子的に受発注を行うシステムの改修等を行う必要がある
中小の小売事業者、卸売事業者等
- 補助率** 原則3/4
- 補助上限** 1000万円(発注システム)、150万円(受注システム) ※プリンター、パソコン等のハードウェアの上限は10万円
- 完了期限** 2019年9月30日(月)まで
※対象者が自ら購入し導入する場合、補助金申請は、2019年12月16日(月)まで

